

公立大学法人高崎経済大会計実施規程

平成23年度

規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大会計規則（平成23年度規程第41号。以下「会計規則」という。）及び別に定めるもののほか、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）における財務及び会計事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって財務及び会計事務の適正な取扱いを期することを目的とする。

(事務の委任)

第2条 理事長の決裁事項のうち、他の職員が専決できる事項は、別表第1のとおりとする。

2 理事長は、職員に委任した事務の結果に対する責任を免れることはできない。

(会計責任者等に事故があるとき)

第3条 会計規則第7条第4項、第12条第4項及び第16条第5項に規定する事故があるときとは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
- (3) 出張その他の事情により、その職務を行うことができないと認められるとき。

(事務の引継ぎ)

第4条 会計責任者が交代したときは、前任者は、速やかに後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

(勘定科目)

第5条 会計規則第8条に規定する勘定科目は、別表第2のとおりとする。

(帳簿の種類)

第6条 会計規則第9条第2項に規定する帳簿の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 合計残高試算表
- (3) 予算差引簿
- (4) 補助元帳

ア 現金出納帳

- イ 預金出納帳
- ウ 固定資産台帳
- エ 小口現金出納帳
- オ その他必要と認められる勘定の内訳簿

(伝票の種類)

第7条 会計規則第9条第2項に規定する伝票は、振替伝票とする。

2 前項の伝票は、その事実を証明する適正な証拠書類に基づき、作成しなければならない。

(伝票の作成)

第8条 伝票の証拠書類は、次に掲げるもの又はこれらに類するものとする。

- (1) 契約関係書類
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) 収納関係書類

(帳簿等の保存期間)

第9条 会計規則第9条第2項に規定する帳簿及び伝票並びに会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条に規定する財務諸表等 永年
- (2) 帳簿 10年
- (3) 伝票及び証拠書類 7年
- (4) その他会計関係書類 7年

(出納責任者の交代)

第10条 出納責任者が交代したときは、前任者は、速やかに後任者に事務の引き継ぎを行わなければならない。

2 前項の事務の引き継ぎを行う場合には、前任者は、金銭、帳簿、証拠書類その他の引継物件について引継書を作成し、後任者に引き継がなければならない。この場合においては、帳簿の残高と現金現在高及び金融機関等の残高証明書の照合を行わなければならない。

(現金を取り扱う出納職員)

第11条 出納責任者は、現金の収納事務について、職員のうちから出納員を指名してその事務を行わせることができる。

2 出納員は、現金の収納事務について、職員のうちから現金取扱員を指名してその事務を行わせることができる。

(預金口座の開設等)

第12条 出納責任者は、金融機関等に預金口座の開設又は廃止をしようとする場合は、理事長の承認を受けて、その手続を行わなければならない。

2 預金口座の開設は、理事長の名義をもって行わなければならない。

(印章の保管及び押印)

第13条 金融機関に対して使用する印章の保管及び押印については、出納責任者が行うものとする。

(現金等の保管)

第14条 出納責任者は、現金及び金融機関等の通帳を保管する場合には、安全確実な場所に格納し、保管に万全を期さなければならない。

2 現金の受払いについては、第6条第4号アに規定する現金出納帳を整備し、その状況を記録しなければならない。

3 郵便切手、金券その他法人が認めた証紙等は、現金に準じて保管するものとし、その場合においては、受払簿を整備し、受払の都度、記録しなければならない。

(手許現金)

第15条 会計規則第18条第1項ただし書きに規定する業務上必要な場合で手許に保有できる現金は、次のとおりとする。

(1) 旅費及び常用の経費で常時小口の現金払いを必要とする場合の小口現金

(2) 窓口収納業務において、つり金を必要とする場合のつり金資金

2 前項の規定により、保有できる限度額は次の各号による。ただし、会計責任者が特に必要と認めた場合は、限度額を超えることができる。

(1) 小口現金 10万円

(2) つり金資金 10万円

3 前2項に規定する手許に保有できる現金の取扱いに関し必要な事項は、会計責任者が別に定める。

(収納)

第16条 この規程において「収納」とは、法人の教育研究活動等によって得られる納付金、手数料、寄附金及び補助金のほか法人が認めた経費の金銭による収納をいう。

2 出納責任者は、出納員及び現金取扱員が現金収納したものについては、原則とし

て現金収納の日又はその翌日（当該翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月29日から同月31日までの日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）に、金融機関等に預け入れなければならない。ただし、会計責任者が特に認めたものについては、一定期間手許に保管することができる。

（請求書の発行）

第17条 会計責任者は、債務者に対して債務の履行を請求しようとするときは、債権の性格に応じ、債務者の表示、債務額、納期限等の必要事項を記載した書面（以下「請求書」という。）によるものとする。

2 会計責任者は、前項の規定にかかわらず、業務上特に必要と認める場合は、理事長の承認を得て、他の方法により請求することができる。

3 請求書に記載する納付期限は、契約書その他規程等により別に定める場合を除き、請求書を発行した日から30日以内の任意の日とする。ただし、債務者が遠隔地に居住する等会計責任者が特に必要と認めた場合には、相当の日数を加算した日とすることができる。

（収納金銭の照合）

第18条 金銭の収納に当たっては、法人の規程等で定めた料金又は証拠書類の金額と収納金額を照合しなければならない。

（領収書の発行）

第19条 出納責任者、出納員又は現金取扱員は、会計規則第23条第1項に基づき、領収書を発行する場合は、出納責任者の領収印を押印しなければならない。

（領収書用紙の管理）

第20条 前条に定める領収書は、出納責任者が連続番号を付して管理するものとする。

2 出納責任者は、領収書を受払簿により管理するとともに未使用の領収書については厳重に保管するものとする。

（支払）

第21条 この規程において「支払」とは、法人が教育研究活動等のために必要と認めた経費の金銭による支払をいう。

（支払期日）

第22条 支払は、次に掲げるものを除くほか、原則として債務を計上した日の属する月の末日をもって締め切り、その翌月末までに行うものとする。

- (1) 給与
- (2) 旅費及び謝金
- (3) 支払期限のある公共料金、外国送金等
- (4) 契約において定めのあるもの
- (5) 会計責任者が支払うことがやむを得ないと認めたもの
(預り金等の取扱い)

第23条 出納責任者は、法人の運営及び業務に係る経費であって法人の収入と
ならない金銭を受け取った場合には、速やかに預り金として計上しなければならない。
ただし、法人運営及び業務に係らない金銭は、受け取ることができない。

2 出納責任者は、法人の運営及び業務に関連する経費であって法人の支出とはなら
ない金銭を支払うときは、立替金として処理しなければならない。

3 前項の立替金は、速やかに法人の会計に戻入れなければならない。
(前払い)

第24条 会計責任者は、会計規則第26条の規定により、経費の性質上必要がある
ときは、次の各号に掲げる経費について、前払いをすることができる。

- (1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
- (2) 土地及び家屋の借料
- (3) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
- (4) 負担金及び委託料
- (5) 前金払しなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (6) 外国で教育、研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃及び保険料
- (8) 諸謝金
- (9) 会計責任者が特に必要と認める経費

(仮払い)

第25条 会計規則第26条に規定する仮払いができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 官公署又はこれに準ずる機関に対して仮払いが必要な経費
- (2) 経費の性質上、一定の場所において速やかに現金の支出をしなければならない
経費
- (3) 旅費
- (4) 会計責任者が特に必要と認めた経費

2 仮払金は、その債務の額が確定した後、速やかに精算しなければならない。

3 会計責任者は、年度末において仮払金残高のあるものについては、金額、仮払い先、支払日、残存理由及び今後の処理方法を記載した仮払金残高明細書を作成しなければならない。

(立替払い)

第26条 会計規則第27条に規定する業務上やむを得ない場合において、法人の役員及び職員が立替払いをすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 10万円未満の支払

(2) その他業務上、真にやむを得ない場合であって、あらかじめ会計責任者の承認を受けたもの

2 前項の規定により立て替えた経費は、速やかに出納責任者に請求を行わなければならない。

3 出納責任者は、前項の請求を受けた場合において、当該支払の内容が法人の負担すべき経費でないと判断した場合は、当該経費について支払をしてはならない。

(返納金の戻入)

第27条 支払済みとなった支払金の返納金は、その支払った予算に戻入ることができる。ただし、その返納金が前事業年度以前の支払に係るものである場合には、戻入れた事業年度の収入として受け入れるものとする。

2 前項に規定する返納金の戻入は、振替伝票により行うものとする。

(残高照合)

第28条 現金現在高については、毎日出納が終了したときに、現金の手許有高と現金出納帳の残高とを照合しなければならない。

2 預金現在高については、月末及び必要があるときに、銀行預金等の実在高と預金出納帳の残高とを照合しなければならない。なお、毎事業年度末及び必要があるときは、銀行等から預金残高証明書を徴し、預金出納帳と照合しなければならない。

(月次決算報告)

第29条 会計規則第43条に規定する書類は、次の書類とする。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算差引簿

(3) その他必要な書類

2 前項の書類は、原則として翌月の20日までに理事長に提出しなければならない。

(弁償額)

第30条 会計規則第48条第1項に規定する弁償額は、現金等の亡失等にあつては

当該現金又は有価証券の額とし、それ以外の場合にあっては、業務の責任により生じた額とする。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計事務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日第162号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日第92号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月13日第10号)

この改正は、平成31年2月13日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日第11号)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月27日第4号)

この改正は、令和2年5月27日から施行する。

附 則 (令和2年12月9日第8号)

この改正は、令和2年12月9日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日第34号)

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日第49号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月21日第1号）

この改正は、令和5年6月21日から施行する。

附 則（令和5年7月19日第5号）

この改正は、令和5年7月19日から施行する。

別表第1（第2条関係）

決裁事項	事務局長	グループリーダー
収入契約決議等	使用料、手数料その他の収入の減免（特認を要するもの）	1 収入契約決議 2 請求書、納入依頼書発行 3 督促状の発行 4 使用料、手数料その他の収入の減免（基準によるもの）
購入依頼その他契約執行の決定（以下「契約執行伺」という。）、予定価格の決定、契約執行伺を経た支出契約決議及びそれに係る履行確認又は納品検収等		（契約執行伺） 総務グループ
1 物品の購入及び修繕に係る契約	500 万円未満	300 万円未満
2 委託契約	1,000 万円未満	500 万円未満
3 工事の設計委託契約	500 万円未満	300 万円未満
4 工事又は製造の請負契約	3,000 万円未満	1,000 万円未満
5 その他の契約	500 万円未満	300 万円未満
支出契約決議及びそれに係る履行確認又は納品検収等、経費精算、仮払申請及び仮払精算 （契約執行伺を経ないもの）		
1 役員に対する報酬、手当等		総務グループ
2 職員に対する給料及び手当等		総務グループ
3 職員共済組合負担金その他これに類するもの		総務グループ
4 講師謝金その他これに類		○

するもの		
5 旅費の支出及び回数券等の購入		○
6 交際費	50 万円未満	30 万円未満
7 図書、新聞、雑誌、追録 その他定期刊行物の購入		○
8 光熱水費又は通信運搬費 その他これらに類するもの		○
9 負担金補助及び交付金、 助成金、貸付金（交付決定又は交付額の確定されたものを除く。）の給付	500 万円未満	300 万円未満
10 奨学金（交付決定又は 交付額の確定されたもの）の給付		○
11 上記以外のその他のもの	500 万円未満	300 万円未満
上記以外の支出契約		
1 効果が複数年にわたるリース等の原契約	契約総額又は支出見込額 500 万円未満	契約総額又は支出見込額 300 万円未満
2 単価契約による契約の締結	年間の支出見込額 500 万円未満	年間の支出見込額 300 万円未満
振替伝票の承認		○
予算		
1 予算の配当	○	
2 予算の流用（同一目的間 に限る。）	50 万円以上	50 万円未満 総務グループ
財産その他		
1 動産の処分	○	
2 管理物品の処分		○

出納		
1 月次決算、年次決算、財務諸表の作成	○	
2 振替伝票（入金及び出金）の承認		総務グループ
3 立替払の承認		○
4 小口現金の設定・変更・廃止	○	
5 つり銭準備金の設定・変更・廃止	○	
6 銀行届出印、通帳・証書等の管理		総務グループ
7 現金収納に関すること		総務グループ
8 預り金の出納に関すること		総務グループ

※グループリーダー欄で、○印があるものは各グループにおいて処理し、グループ名があるものは当該グループにおいて処理する。

別表第2（第5条関係）

勘定科目表

貸借対照表勘定科目

資産	工具器具備品減価償却累計額
固定資産	工具器具備品減価償却累計額
有形固定資産	リース工具器具備品減価償却累計額
土地	工具器具備品減損損失累計額
土地	工具器具備品減損損失累計額
土地減損損失累計額	リース工具器具備品減損損失累計額
建物	図書
建物	美術品・收藏品
建物	車両運搬具
建物附属設備	車両運搬具
建物減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額
建物減価償却累計額	車両運搬具減損損失累計額
建物附属設備減価償却累計額	建設仮勘定
建物減損損失累計額	その他の有形固定資産
建物減損損失累計額	その他の有形固定資産
建物附属減損損失累計額	その他の有形固定資産減価償却累計額
構築物	その他の有形固定資産減損損失累計額
構築物	無形固定資産
構築物減価償却累計額	特許権
構築物減損損失累計額	借地権
機械装置	商標権
機械装置	実用新案権
機械装置減価償却累計額	意匠権
機械装置減損損失累計額	ソフトウェア
工具器具備品	その他無形固定資産
工具器具備品	著作権
工具器具備品	電話加入権
リース工具器具備品	その他無形固定資産

投資その他の資産	その他未収金
投資有価証券	資産売却未収金
関係会社株式	施設等貸付未収金
その他関係会社有価証券	その他未収金
長期貸付金	その他未収金徴収不能引当金
関係法人長期貸付	契約資産
長期前払費用	貸倒引当金
債券発行差金	受取手形
未収財源措置予定額	受取手形
投資その他の固定資産	受取手形貸倒引当金
長期性預金	有価証券
敷金保証金	国債
出資金	その他有価証券
預託金	棚卸資産
投資その他の資産	貯蔵品
流動資産	前渡金
現金及び預金	前払費用
現金	未収収益
小口現金	短期貸付金
つり銭準備金	短期貸付金
普通預金	短期貸付金貸倒引当金
当座預金	その他流動資産
定期預金	立替金
別段預金	仮払金
その他預金	仮払消費税
未収学生納付金収入	旅費仮払金
未収学生納付金収入－授業料	その他仮払金
未収学生納付金収入－入学金	相殺勘定
未収学生納付金収入徴収不能引当金	その他流動資産

負債	
固定負債	その他受託長期前受共同研究費
長期繰延補助金等	長期前受受託事業費等
	市受託長期前受受託事業費等
資産見返負債	その他受託長期前受受託事業費等
資産見返運営費交付金等	長期借入金
資産見返運営費交付金	引当金
資産見返授業料	退職給付引当金
資産見返補助金等	その他引当金
資産見返寄附金	長期未払金
資産見返物品受贈額	長期未払金
建設仮勘定見返運営費交付金	長期リース債務
建設仮勘定見返施設費	その他の固定負債
建設仮勘定見返補助金等	流動負債
建設仮勘定見返寄附金	運営費交付金債務
長期預り補助金等	授業料債務
長期寄附金債務	預り施設費
教育目的長期寄附金債務	預り補助金等
研究目的長期寄附金債務	寄附金債務
高崎経済大学長期寄附金債務	教育目的寄附金債務
三扇基金（長期寄附金債務）	研究目的寄附金債務
糸井ホールディングススポーツ活動奨励基金（長期寄附金債務）	高崎経済大学寄附金債務
キーテクノロジー留学奨励基金（長期寄附金債務）	三扇基金（寄附金債務）
コロナ禍学生緊急支援特別基金（長期寄附金債務）	糸井ホールディングススポーツ活動奨励基金（寄附金債務）
長期前受受託研究費	キーテクノロジー留学奨励基金（寄附金債務）
市受託長期前受受託研究費	コロナ禍学生緊急支援特別基金（寄附金債務）
その他受託長期前受受託研究費	前受受託研究費
長期前受共同研究費	市受託前受受託研究費
市受託長期前受共同研究費	その他受託前受受託研究費

前受共同研究費	財形貯蓄預り金
市受託前受共同研究費	社会保険料預り金
その他受託前受共同研究費	雇用保険料預り金
前受受託事業費等	生命保険料預り金
市受託前受受託事業費等	損害保険料預り金
その他受託前受受託事業費等	労働組合費預り金
前受金	その他の給与預り金
科学研究費助成事業等預り金	その他の預り金
科学研究費助成事業等預り金（経費）	実習演習費預り金
科研）設備備品費	語学検定料預り金
科研）消耗品費	諸会費預り金
科研）旅費	学外奨学金預り金
科研）謝金	海外研修実費預り金
科研）その他	源泉税預り金
科学研究費助成事業等預り金（収入）	その他の預り金
預り研究費	短期借入金
預り研究費（経費）	未払金
預研）設備備品費	未払金
預研）消耗品費	リース債務
預研）旅費	P F I 債務
預研）謝金	未払手数料
預研）その他	契約負債
預り研究費（収入）	前受収益
預り金	未払費用
給与預り金	未払消費税等
所得税預り金	引当金
住民税預り金	賞与引当金
公立学校共済組合預り金	修繕引当金
市町村職員共済組合預り金	その他引当金
教職員互助会会費預り金	その他の流動負債
高崎市職員厚生会預り金	仮受金

その他の流動負債	
純資産	
資本金	
地方公共団体出資金	
高崎市出資金	
資本剰余金	
資本剰余金	
減価償却相当累計額	
減損損失相当累計額	
利益剰余金（又は繰越欠損金）	
前中期目標期間繰越積立金	
目的積立金	
教育研究向上・組織運営改善積立金	
その他の目的積立金	
積立金	
当期末処分利益（又は当期末処理損失）	
うち当期総利益（又は当期総損失）	
その他有価証券評価差額金	

損益計算書勘定科目

経常費用	
業務費	教) 修繕費
教育経費	教) 損害保険料
教) 消耗品費	教) 広告宣伝費
教) 備品費	教) 行事費
教) 印刷製本費	教) 諸会費
教) 水道光熱費	教) 会議費
教) 電気料	教) 報酬・委託・手数料
教) 上下水道料	教) 報酬謝金費
教) ガス料	教) 業務委託費
教) 燃料費	教) 支払手数料
教) その他の光熱費	教) その他の報酬・委託・手数料
教) 旅費交通費	教) 奨学費
教) 国内旅費	教) 授業料減免
教) 海外旅費	教) 入学料減免
教) 赴任旅費	教) 奨学奨励費
教) 交通費	教) 海外留学支援奨励費
教) 通信運搬費	教) 高崎経済大学三扇基金奨学金
教) 電話料	教) 糸井ホールディングススポーツ活動奨励奨学金
教) 郵便料	教) 貸与奨学金返還免除額
教) 宅配便料	教) キーテクノロジー留学奨励金
教) 専用回線使用料	教) コロナ禍学生緊急支援金
教) その他通信運搬費	教) その他奨学費
教) 賃借料	教) 減価償却費
教) 土地賃借料	教) 建物減価償却費
教) 建物賃借料	教) 建物附属設備減価償却費
教) その他賃借料	教) 構築物減価償却費
教) 車両燃料費	教) 機械装置減価償却費
教) 福利厚生費	教) 工具器具備品減価償却費
教) 保守費	教) 工具器具備品減価償却費

教) リース工具器具備品減価償却費	研) 通信運搬費
教) 車両運搬具減価償却費	研) 電話料
教) その他の有形固定資産減価償却費	研) 郵便料
教) 無形固定資産減価償却費	研) 宅配便料
教) 徴収不能引当金繰入額	研) 専用回線使用料
教) 貸倒引当金繰入額	研) その他通信運搬費
教) 徴収不能損失	研) 賃借料
教) 貸倒損失	研) 土地賃借料
教) 図書費	研) 建物賃借料
教) 交際費	研) その他賃借料
教) 租税公課	研) 車両燃料費
教) 雑費	研) 福利厚生費
教) 清掃費	研) 保守費
教) 雑役務費	研) 修繕費
教) 図書資料費	研) 損害保険料
教) その他の雑費	研) 広告宣伝費
研究経費	研) 行事費
研) 消耗品費	研) 諸会費
研) 備品費	研) 会議費
研) 印刷製本費	研) 報酬・委託・手数料
研) 水道光熱費	研) 報酬謝金費
研) 電気料	研) 業務委託費
研) 上下水道料	研) 支払手数料
研) ガス料	研) その他の報酬・委託・手数料
研) 燃料費	研) 減価償却費
研) その他の光熱費	研) 建物減価償却費
研) 旅費交通費	研) 建物附属設備減価償却費
研) 国内旅費	研) 構築物減価償却費
研) 海外旅費	研) 機械装置減価償却費
研) 赴任旅費	研) 工具器具備品減価償却費
研) 交通費	研) 工具器具備品減価償却費

研) リース工具器具備品減価償却費	支) 郵便料
研) 車両運搬具減価償却費	支) 宅配便料
研) その他の有形固定資産減価償却費	支) 専用回線使用料
研) 無形固定資産減価償却費	支) その他通信運搬費
研) 貸倒引当金繰入額	支) 賃借料
研) 貸倒損失	支) 土地賃借料
研) 図書費	支) 建物賃借料
研) 交際費	支) その他賃借料
研) 租税公課	支) 車両燃料費
研) 雑費	支) 福利厚生費
研) 清掃費	支) 保守費
研) 雑役務費	支) 修繕費
研) 図書資料費	支) 損害保険料
研) その他の雑費	支) 広告宣伝費
教育研究支援経費	支) 行事費
支) 消耗品費	支) 諸会費
支) 備品費	支) 会議費
支) 印刷製本費	支) 報酬・委託・手数料
支) 水道光熱費	支) 報酬謝金費
支) 電気料	支) 業務委託費
支) 上下水道料	支) 支払手数料
支) ガス料	支) その他の報酬・委託・手数料
支) 燃料費	支) 減価償却費
支) その他の光熱費	支) 建物減価償却費
支) 旅費交通費	支) 建物附属設備減価償却費
支) 国内旅費	支) 構築物減価償却費
支) 海外旅費	支) 機械装置減価償却費
支) 赴任旅費	支) 工具器具備品減価償却費
支) 交通費	支) 工具器具備品減価償却費
支) 通信運搬費	支) リース工具器具備品減価償却費
支) 電話料	支) 車両運搬具減価償却費

支) その他の有形固定資産減価償却費	受研) 電話料
支) 無形固定資産減価償却費	受研) 郵便料
支) 貸倒引当金繰入額	受研) 宅配便料
支) 貸倒損失	受研) 専用回線使用料
支) 図書費	受研) その他通信運搬費
支) 交際費	受研) 賃借料
支) 租税公課	受研) 車両燃料費
支) 雑費	受研) 福利厚生費
支) 清掃費	受研) 保守費
支) 雑役務費	受研) 修繕費
支) 図書資料費	受研) 損害保険料
支) その他の雑費	受研) 広告宣伝費
受託研究費	受研) 行事費
受研) 法定福利費	受研) 諸会費
受研) 賃金	受研) 会議費
受研) 消耗品費	受研) 報酬・委託・手数料
受研) 備品費	受研) 報酬謝金費
受研) 印刷製本費	受研) 業務委託費
受研) 水道光熱費	受研) 支払手数料
受研) 電気料	受研) その他の報酬・委託・手数料
受研) 上下水道料	受研) 減価償却費
受研) ガス料	受研) 建物減価償却費
受研) 燃料費	受研) 建物附属設備減価償却費
受研) その他の光熱費	受研) 構築物減価償却費
受研) 旅費交通費	受研) 機械装置減価償却費
受研) 国内旅費	受研) 工具器具備品減価償却費
受研) 海外旅費	受研) 工具器具備品減価償却費
受研) 赴任旅費	受研) リース工具器具備品減価償却費
受研) 交通費	受研) 車両運搬具減価償却費
受研) 通信運搬費	受研) その他の有形固定資産減価償却費

受研) 無形固定資産減価償却費	共研) 保守費
受研) 図書費	共研) 修繕費
受研) 租税公課	共研) 損害保険料
受研) 雑費	共研) 広告宣伝費
共同研究費	共研) 行事費
共研) 法定福利費	共研) 諸会費
共研) 賃金	共研) 会議費
共研) 消耗品費	共研) 報酬・委託・手数料
共研) 備品費	共研) 報酬謝金費
共研) 印刷製本費	共研) 業務委託費
共研) 水道光熱費	共研) 支払手数料
共研) 電気料	共研) その他の報酬・委託・手数料
共研) 上下水道料	共研) 減価償却費
共研) ガス料	共研) 建物減価償却費
共研) 燃料費	共研) 建物附属設備減価償却費
共研) その他の光熱費	共研) 構築物減価償却費
共研) 旅費交通費	共研) 機械装置減価償却費
共研) 国内旅費	共研) 工具器具備品減価償却費
共研) 海外旅費	共研) 工具器具備品減価償却費
共研) 赴任旅費	共研) リース工具器具備品減価償却費
共研) 交通費	共研) 車両運搬具減価償却費
共研) 通信運搬費	共研) その他の有形固定資産減価償却費
共研) 電話料	共研) 無形固定資産減価償却費
共研) 郵便料	共研) 図書費
共研) 宅配便料	共研) 租税公課
共研) 専用回線使用料	共研) 雑費
共研) その他通信運搬費	受託事業費
共研) 賃借料	受事) 法定福利費
共研) 車両燃料費	受事) 賃金
共研) 福利厚生費	受事) 消耗品費

受事) 備品費	受事) 業務委託費
受事) 印刷製本費	受事) 支払手数料
受事) 水道光熱費	受事) その他の報酬・委託・手数料
受事) 電気料	受事) 減価償却費
受事) 上下水道料	受事) 建物減価償却費
受事) ガス料	受事) 建物附属設備減価償却費
受事) 燃料費	受事) 構築物減価償却費
受事) その他の光熱費	受事) 機械装置減価償却費
受事) 旅費交通費	受事) 工具器具備品減価償却費
受事) 国内旅費	受事) 工具器具備品減価償却費
受事) 海外旅費	受事) リース工具器具備品減価償却費
受事) 赴任旅費	受事) 車両運搬具減価償却費
受事) 交通費	受事) その他の有形固定資産減価償却費
受事) 通信運搬費	受事) 図書費
受事) 電話料	受事) 租税公課
受事) 郵便料	受事) 雑費
受事) 宅配便料	役員人件費
受事) 専用回線使用料	常勤役員人件費
受事) その他通信運搬費	常勤) 役員報酬
受事) 賃借料	常勤) 役員通勤手当
受事) 車両燃料費	常勤) 役員賞与
受事) 福利厚生費	常勤) 役員賞与引当金繰入額
受事) 保守費	常勤) 役員退職給付費用
受事) 修繕費	常勤) 役員法定福利費
受事) 損害保険料	非常勤役員人件費
受事) 広告宣伝費	非常勤) 役員報酬
受事) 行事費	非常勤) 役員通勤手当
受事) 諸会費	非常勤) 役員法定福利費
受事) 会議費	教員人件費
受事) 報酬・委託・手数料	常勤教員給与
受事) 報酬謝金費	常勤) 教員給料

常勤) 教員諸手当	非常勤) 職員退職給付費用
常勤) 教員賞与	非常勤) 職員法定福利費
常勤) 教員賞与引当金繰入額	非常勤) 職員賃金
常勤) 教員退職給付費用	一般管理費
常勤) 教員法定福利費	一般管理費
非常勤教員給与	管) 消耗品費
非常勤) 教員給料	管) 備品費
非常勤) 教員通勤手当	管) 印刷製本費
非常勤) 教員法定福利費	管) 水道光熱費
職員人件費	管) 電気料
常勤職員給与 (プロパー)	管) 上下水道料
常勤プ) 職員給料	管) ガス料
常勤プ) 職員諸手当	管) 燃料費
常勤プ) 職員賞与	管) その他の光熱費
常勤プ) 職員賞与引当金繰入額	管) 旅費交通費
常勤プ) 職員退職給付費用	管) 国内旅費
常勤プ) 職員法定福利費	管) 海外旅費
常勤職員給与 (派遣)	管) 赴任旅費
常勤派) 職員給料	管) 交通費
常勤派) 職員諸手当	管) 通信運搬費
常勤派) 職員賞与	管) 電話料
常勤派) 職員賞与引当金繰入額	管) 郵便料
常勤派) 職員退職給付費用	管) 宅配便料
常勤派) 職員法定福利費	管) 専用回線使用料
非常勤職員給与	管) その他通信運搬費
非常勤) 職員給料	管) 賃借料
非常勤) 職員諸手当	管) 土地賃借料
非常勤) 職員通勤手当	管) 建物賃借料
非常勤) 職員賞与	管) その他賃借料
非常勤) 職員賞与引当金繰入額	管) 車両燃料費

管) 福利厚生費	管) 清掃費
管) 保守費	管) 雑役務費
管) 修繕費	管) 図書資料費
管) 損害保険料	管) その他の雑費
管) 広告宣伝費	財務費用
管) 行事費	支払利息
管) 諸会費	有価証券売却損
管) 会議費	有価証券評価損
管) 報酬・委託・手数料	為替差益
管) 報酬謝金費	その他の財務費用
管) 業務委託費	雑損
管) 支払手数料	経常収益
管) その他の報酬・委託・手数料	運営費交付金収益
管) 減価償却費	授業料収益
管) 建物減価償却費	入学金収益
管) 建物附属設備減価償却費	検定料収益
管) 構築物減価償却費	受託研究収益
管) 機械装置減価償却費	国又は地方公共団体からの受託研究収益
管) 工具器具備品減価償却費	その他の団体からの受託研究収益
管) 工具器具備品減価償却費	共同研究収益
管) リース工具器具備品減価償却費	国又は地方公共団体からの共同研究収益
管) 車両運搬具減価償却費	その他の団体からの共同研究収益
管) その他の有形固定資産減価償却費	受託事業等収益
管) 無形固定資産減価償却費	国又は地方公共団体からの受託事業等収益
管) 貸倒引当金繰入額	その他の団体からの受託事業等収益
管) 貸倒損失	寄附金収益
管) 図書費	補助金等収益
管) 交際費	施設費収益
管) 租税公課	財源措置予定額収益
管) 雑費	資産見返負債戻入

<p>資産見返運営費交付金等戻入</p> <p> 資産見返運営費交付金戻入</p> <p> 資産見返授業料戻入</p> <p>資産見返補助金等戻入</p> <p>資産見返寄附金等戻入</p> <p>資産見返施設費等戻入</p> <p>資産見返物品受贈額戻入</p> <p>財務収益</p> <p> 受取利息</p> <p> 受取利息</p> <p> 有価証券利息</p> <p> 受取配当金</p> <p> 有価証券運用益</p> <p> 為替差益</p> <p> その他財務収益</p> <p>雑益</p> <p> 財産貸付料収益</p> <p> 手数料収益</p> <p> 講習料収益</p> <p> 科学研究費助成事業等間接経費収入</p> <p> 科学研究費助成事業等間接経費</p> <p> その他の間接経費</p> <p> 大学入学共通テスト実施料収入</p> <p> 物品受贈益</p> <p> その他雑益</p> <p>臨時損失</p> <p> 固定資産除却損</p> <p> 固定資産売却損</p> <p> 減損損失</p>	<p>災害損失</p> <p>投資有価証券評価損</p> <p>その他臨時損失</p> <p> 承継消耗品費</p> <p> その他の臨時損失</p> <p>臨時利益</p> <p>固定資産売却益</p> <p>資産見返戻入</p> <p> 資産見返運営費交付金等戻入</p> <p> 資産見返運営費交付金戻入</p> <p> 資産見返授業料戻入</p> <p> 資産見返補助金等戻入</p> <p> 資産見返寄附金等戻入</p> <p> 資産見返施設費等戻入</p> <p> 資産見返物品受贈額戻入</p> <p>徴収不能引当金戻入益</p> <p>貸倒引当金戻入益</p> <p>その他引当金戻入益</p> <p>運営費交付金精算収益化額</p> <p>その他臨時利益</p> <p> 物品受贈益</p> <p> その他臨時利益</p> <p>当期純利益（又は当期純損失）</p> <p>前中期目標期間繰越積立金取崩額</p> <p>目的積立金取崩額</p> <p>当期総利益（又は当期総損失）</p>
---	---